

令和 8 年度

漁業取締船「つるぎ」の一般修繕

仕様書

徳島県農林水産部漁業管理調整課

漁業取締船「つるぎ」の一般修繕業務 仕様書

第1 総則

1 趣旨

令和8年度に実施する漁業取締船つるぎ（以下「本船」という。）の一般修繕業務の内容及び受注者が遵守すべき事項を定める。

2 修繕期間

令和8年10月1日から同月14日までの間

3 注意事項

- (1) 受注者は修繕の実施に当たり、契約書及び仕様書の規定に従うとともに監督職員の指示によるものとする。
- (2) 受注者は、修繕の実施に当たり、疑義ある事項が発生した場合は、監督職員と協議し決定すること。
- (3) 受注者は、修繕の一部を他の者に委託する場合は、事前に当該修繕の項目及び他の者の名称、事務所の所在地等について監督職員と協議し、監督職員の承認を受けること。
- (4) 受注者は、追加修繕を行う必要があると判断される場合は、監督職員の承認を得た後に施工すること。なお、追加修繕に係る費用については、委託者と受注者で協議すること。
- (5) 修繕の実施に当たっては、船体、機器、その他県の所有物を損傷しないよう、必要な予防措置を講ずること。
- (6) 常に使用するドック及びその周囲の整理・清掃を励行し、本船及び本船職員の危害防止に配慮すること。
- (7) 受注者は、修繕の実施に関し機器等に異常を発見したときは、監督職員に必ず報告し、その指示を仰ぐこと。
- (8) 修繕に伴い発生した全ての廃棄物は、受注者の責任において法令に基づき適正に廃棄処分すること。
- (9) 期間中の船体、機器、交換用部品、その他属具の管理は受注者側で行うこと。

4 提供品等

- (1) 修繕期間中は、本船に電気及び水を供給すること。
- (2) 受注者は、本船職員が受注者所有の工具等を必要とするときは、当該工具等を提供するものとする。

5 使用する材料

- (1) 本修繕に使用する部品、材料については、県支給品として本仕様書に明記されているものを除き、全て受注者がその費用で手配するものとする。
- (2) 本修繕に使用する材料は新品とし、JIS規格品又は同等以上に良質で、傷や欠陥のない物を使用すること。
- (3) やむを得ず再利用をする場合は、監督職員の事前承認を得なければならない。

6 損失補償

発注者の責めに帰する場合を除き、修繕中に発生した事故等により損害が発生した場合は、受注者が一切の責任を負い、受注者が自らの費用負担により補修又は損失を補償すること。

7 動作テスト及び海上試運転

- (1) 受注者は、第2の各修繕終了後は、監督職員が立会いの上、動作テストを行い正常な状態に復旧したことを確認すること。
- (2) 受注者は、全修繕終了後、修繕に携わった職員が立会いの上、海上試運転を実施し修繕の完了を監督職員とともに確認すること。

8 完成報告

受注者は、写真記録等を添付した完成報告書2部を監督職員に提出すること。
なお、各修繕の施工状況を明らかにするため、修繕内容ごとに、修繕前・修繕中・修繕後の写真を監督職員に提出すること。

第2 修繕内容

1 船体の上下架

- (1) 上下架時においては、ドックマスター乗船の下、安全確実に実施すること。
- (2) 上架に際しては、潜水夫に従事させ、船底突出部、船首尾構造物、船底発信器等を特に注意し架台を配置するとともに、十分注意して作業すること。
- (3) 盤木と船体の間には荷重が一様に掛かるようにすること。
- (4) 盤木を設置する場所は、最初に盤木と接触する位置を主機関桁下面とし、集中荷重を受ける盤木の面積をできる限り増加させること。
- (5) 上架後、監督職員と共に船底部の現状確認を行うこと。
- (6) 昇降階段及び検査・整備に必要な足場を設置すること。
- (7) 修繕箇所以外の船体及び船内・通路等は、監督員の指示による養生・清掃を行うこと。
- (8) 下架時、船体上部のシャボン洗いを念入りに行うこと。
- (9) 下架時、浸水、漏水の確認をすること。

2 塗装

塗料は中国塗料株式会社製を使用し、12ヶ月仕様とすること。
なお塗装は、第3 塗装要領によるものとする。

3 アルミ陽極板の交換

- (1) トランザムのアルミ陽極板8枚を交換すること。
三菱 Alanode 3F(100mm×200mm)
- (2) シーチェストのアルミ陽極板3枚交換
三菱 Alanode 3F(100mm×200mm) 2枚、1.25M (75mm×150mm) 1枚
- (3) ウォータージェット部アルミ陽極板24枚交換
添付資料、防食アルミ板略図及び防食アルミ板の状況参照

4 ウォータージェット吸入ダクト内面に発生した腐食部があればエネコン補修

5 インペラ軸（シャフト）点検口内の塗装剥離後、腐食部分があればエネコン補修及び塗装

6 インペラ軸（シャフト）へのペラクリーン塗装

第3 塗装要領

- 1 塗装工事は工事箇所について監督職員と十分協議のうえ、天候、気温、湿度、塗装間隔、注水時間などを考慮して施行すること。また、塗装の際は監督職員の承諾を得ること。
- 2 上架後、船体を清水高圧洗浄により水洗いし、付着した貝殻、海藻、油脂その他汚れや海塩粒子などを十分に除去すること。
- 3 洗浄後は清掃を行い、修繕箇所以外において保護（養生）を行うこと。
- 4 非塗装部（塗装によって機能上支障が生じる箇所（センサー等））については完全な保護（養生）を行い、塗装を行わないこと。

- 5 装面・剥離箇所・発錆部については、ディスクサンダー、バフ、スクレッパー等を使用し、十分に研磨を行うこと。
- 6 研磨後は速やかに清掃（シンナー拭き）を行い、十分乾燥をさせた上で、エアサンダー等で目入れを行い、錆・塵を塗り込まないように塗装を行うこと。
- 7 溶接部やボルト接合部分及びその他構造の複雑な部分についても、塗装の必要膜厚を確保しなければならない。
- 8 塗装概要

(1)	船底部(船底外板、スケグ、フィンスタビライザー、シーチェスト及びシーチェストプレート) (面積約176㎡)			
	番号	塗装種類		塗装回数
	1	アルミ露出部	ALP500	タッチアップ
		SUS 露出部	エンビコン S-100プライマー	タッチアップ
	2	CMP AC-EP ライトグレー		タッチアップ
	3	ニューマリンゴールドDXプラス レッド		オールペン

(2)	ウォータージェット部外面(ガイドベンチャンバー、ノズル、バケット) (面積約42㎡)			
	番号	塗装種類		塗装回数
	1	アルミ露出部	ALP500	タッチアップ
		SUS 露出部	エンビコン S-100プライマー	タッチアップ
	2	CMP AC-EP ライトグレー		タッチアップ
	3	ニューマリンゴールドDXプラス ブラック		オールペン

(3)	ダクト内面、インデットグリット (面積約75㎡)			
	番号	塗装種類		塗装回数
	1	ALP500(アルミ露出部)		タッチアップ
	2	CMP AC-EP ライトグレー		タッチアップ
	3	ニューマリンゴールド DX プラス ブラック		オールペン

(4)	外舷部 (面積約75㎡)			
	番号	塗装種類		塗装回数
	1	ALP500(アルミ露出部)		タッチアップ
	2	CMP AC-EP ライトグレー		タッチアップ
	3	ユニマリン白色		オールペン

(5)	排気管部 (面積約20㎡)			
	番号	塗装種類	塗装形態	塗装回数
	1	シリコン耐熱プライマー	オールペン	1
	2	シリコン耐熱シルバー	オールペン	1

(6)	諸記号(船名、船籍港、満載喫水線、喫水マーク、乾舷マーク) (面積約2㎡)			
	番号	塗装種類	塗装形態	塗装回数
	1	エバマリン 黒	オールペン	1